

予定価格及び最低制限価格等の設定に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、奈良市企業局が締結する契約の予定価格及び最低制限価格等の設定に関する事務の取扱いについては、奈良市企業局契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 予定価格 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項に定める予定価格をいう。
- (2) 最低制限価格 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項に定める最低制限価格をいう。
- (3) 工事請負契約等 建設工事、建設工事に係る業務の委託の契約をいう。
- (4) 物品供給契約 物品の購入（印刷製本及び物品の修繕を含む。）の契約をいう。
- (5) 業務の委託契約 建設工事にかかる業務の委託を除く委託契約をいう。
- (6) その他の契約 物件の借入れ、財産の売払い、物件の貸付け、製造の請負、修繕の請負、その他の契約をいう。
- (7) 最低制限基準価格 予定価格5千万円未満の工事請負契約又は工事に係る業務委託の入札における最低制限価格を算出するため、第7条に掲げる計算方法により算出された価格をいう。
- (8) 調査基準価格 奈良市企業局建設工事低入札価格調査制度試行要領（平成24年11月1日施行）に規定する価格をいう。
- (9) 最低制限価格等 最低制限価格、調査基準価格及び最低制限基準価格をいう。

(予定価格の決定者)

第3条 予定価格の決定者は、次の各号の表に掲げる契約の区分に応じ公営企業管理者（以下「管理者」という。）が指名する者1人とする。

(1) 工事請負契約等

契約の区分	決定者
全ての契約	当該契約の所属課長職以上
※ 表の右欄に掲げる者には、これらに相当する職にある者を含むものとする。	

(2) 物品供給契約、委託契約及びその他の契約

契約の区分	決定者
1件の見積金額が1,000万円以上の契約	次長職以上
1件の見積金額が1,000万円未満の契約	課長職以上
※ 表の右欄に掲げる者には、これらに相当する職にある者を含むものとする。	

(予定価格調書の作成)

第4条 予定価格の決定者は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める様式の予定価格調書を作成するものとする。

(1) 工事請負契約等 別記第1号様式（工事及び工事に関連する委託）

別記第2号様式（工事の随意契約で最低制限基準価格を設定しない場合）

別記第6号様式（予定価格5千万円以上の工事及び調査基準価格を設定する場合）

- (2) 物品供給契約 別記第3号様式
- (3) 業務の委託契約 別記第2号様式
- (4) その他の契約 別記第4号様式（製造の請負の場合は別記第1号様式、修繕の請負の場合は別記第2号様式）
- (5) 前各号に定める契約のうち、単価契約を要するもの 別記第5号様式（最低制限価格の設定）

第5条 予定価格5千万円以上の工事請負契約の入札において、最低制限価格を設定する場合は、次の各号に掲げる方法により算出された価格のうちいずれか低い価格を最低制限価格とする。

- (1) 最低制限モデル型算出価格（次に掲げる計算式で算出した額。ただし、予定価格の100分の70を下回る場合にあっては100分の70を乗じて得た額とし、予定価格の100分の90を超える場合にあっては予定価格に100分の90を乗じて得た額とする。）

・直接工事費×95%+共通仮設費×90%+現場管理費×60%+一般管理費×30%

- (2) 最低制限変動型算出価格（算定対象（予定価格以下の入札価格の平均値（1円未満の端数は切り捨てる。）に標準偏差（小数点第1位を四捨五入する。）を加除して得た各金額の範囲内の価格）の入札者の平均価格に100分の95を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨てる。））

（調査基準価格の設定）

第6条 奈良市企業局建設工事低入札価格調査制度試行要領に規定する計算式により算出した価格とする。

（最低制限基準価格の設定等）

第7条 最低制限基準価格を設定する場合は、次の各号に掲げる業種に応じ契約案件ごとに定めるものとする。

- (1) 工事請負契約及び草刈、看板製作等業務委託

次に掲げる計算式で算出した額とする。ただし、その額が、予定価格に100分の90を乗じて得た額を超える場合にあっては100分の90を乗じて得た額とし、予定価格に100分の70を乗じて得た額に満たない場合にあっては100分の70を乗じて得た額とする。

・直接工事費×95%+共通仮設費×90%+現場管理費×60%+一般管理費×30%

- (2) 測量業務

次に掲げる計算式で算出した額とする。ただし、その額が、予定価格に100分の80を乗じて得た額を超える場合にあっては100分の80を乗じて得た額とし、予定価格に100分の60を乗じて得た額に満たない場合にあっては100分の60を乗じて得た額とする。

・直接測量費+測量調査費+諸経費×40%

(3) 水道関係の建設コンサルタント業務

次に掲げる計算式で算出した額とする。ただし、その額が、予定価格に100分の80を乗じて得た額を超える場合にあつては100分の80を乗じて得た額とし、予定価格に100分の60を乗じて得た額に満たない場合にあつては100分の60を乗じて得た額とする。

・直接人件費＋直接経費＋その他原価×90%＋一般管理費等×30%

(4) 建築関係の建設コンサルタント業務

次に掲げる計算式で算出した額とする。ただし、その額が、予定価格に100分の80を乗じて得た額を超える場合にあつては100分の80を乗じて得た額とし、予定価格に100分の60を乗じて得た額に満たない場合にあつては100分の60を乗じて得た額とする。

・直接人件費＋特別経費＋技術料等経費×60%＋諸経費×60%

(5) 土木関係の建設コンサルタント業務

次に掲げる計算式で算出した額とする。ただし、その額が、予定価格に100分の80を乗じて得た額を超える場合にあつては100分の80を乗じて得た額とし、予定価格に100分の60を乗じて得た額に満たない場合にあつては100分の60を乗じて得た額とする。

・直接人件費＋直接経費＋その他原価×90%＋一般管理費等×30%

(6) 地質調査業務

次に掲げる計算式で算出した額とする。ただし、その額が、予定価格に100分の85を乗じて得た額を超える場合にあつては100分の85を乗じて得た額とし、予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあつては3分の2を乗じて得た額とする。

・直接調査費＋間接調査費×90%＋解析等調査業務費×75%＋諸経費×40%

(7) 補償関係コンサルタント業務

次に掲げる計算式で算出した額とする。ただし、その額が、予定価格に100分の80を乗じて得た額を超える場合にあつては100分の80を乗じて得た額とし、予定価格に100分の60を乗じて得た額に満たない場合にあつては100分の60を乗じて得た額とする。

・直接人件費＋直接経費＋その他原価×90%＋一般管理費等×30%

2 前項各号に定める算出方法にかかわらず、管理者が認めるときは同項各号に定める範囲内で最低制限基準価格を定めることができる。

(最低制限基準価格を設定した場合の最低制限価格の設定等)

第8条 最低制限基準価格を制定した場合は、前条で算出した最低制限基準価格に99.9%から97.0%までの範囲内で開札前に抽選で決定された数字を乗じ、千円未満を切り捨てた額を最低制限価格とする。

附 則

(施行期日)

1 この内規は、平成12年9月1日から施行する。

(工事請負契約等の予定価格及び最低制限価格の設定に関する事務取扱内規の廃止)

2 工事請負契約等の予定価格及び最低制限価格の設定に関する事務取扱内規(平成元年7月5日制定)は、廃止する。

附 則 (27 の 2)

この内規は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (27 の 3)

この内規は、平成 19 年 7 月 2 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (27 の 4)

この内規は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (27 の 5)

この要領は、平成 23 年 11 月 16 日から施行する。

附 則 (27 の 6)

この要領は、平成 24 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 3 この要領は、平成 23 年 11 月 16 日以後に告示又は指名通知書により通知する入札案件について適用し、同日前に告示又は指名通知書により通知する入札案件については、なお従前の例による。

附 則 (27 の 7)

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別記第1号様式（第4条関係）

予 定 価 格 調 書

場 所 _____

件 名 _____

	百万		千		円	
予 定 価 格						

	百万		千		円	
入 札 書 比 較 価 格						

	百万		千		円	
最 低 制 限 基 準 価 格						

	百万		千		円	
最 低 制 限 基 準 比 較 価 格						

平成 年 月 日

予定価格決定者

印

（注）予定価格及び最低制限基準価格は消費税及び地方消費税を含んだ金額を記入し、入札書比較価格及び最低制限基準比較価格は消費税及び地方消費税を含まない金額を記入すること。

予 定 価 格 調 書

場 所 _____

件 名 _____

	百万		千		円	
予 定 価 格						

	百万		千		円	
入札書比較価格						

平成 年 月 日

予定価格決定者 印

（注） 予定価格は消費税及び地方消費税を含んだ金額を記入し、入札書比較価格は消費税及び地方消費税を含まない金額を記入すること。

第3号様式（第4条関係）

予 定 価 格 調 書

予 定 価 格

件名	数量	予定単価	予 定 価 格		
			百万	千	円

入札書比較価格

件名	数量	予定単価	入 札 書 比 較 価 格		
			百万	千	円

平成 年 月 日

予定価格決定者

印

（注） 予定価格は消費税及び地方消費税を含んだ金額を記入し、入札書比較価格は消費税及び地方消費税を含まない金額を記入すること。

第4号様式（第4条関係）

予 定 価 格 調 書

予 定 価 格

件名	数量・期間	予定単価	予 定 価 格		
			百万	千	円

入札書比較価格

件名	数量・期間	予定単価	入札書比較価格		
			百万	千	円

平成 年 月 日

予定価格決定者

印

（注） 予定価格は消費税及び地方消費税を含んだ金額を記入し、入札書比較価格は消費税及び地方消費税を含まない金額を記入すること。

予 定 価 格 調 書

件 名 _____

	百万		千		円		銭
予 定 価 格							

	百万		千		円		銭
入 札 書 比 較 価 格							

平成 年 月 日

予定価格決定者 印

（注） 予定価格は消費税及び地方消費税を含んだ金額を記入し、入札書比較価格は消費税及び地方消費税を含まない金額を記入すること。

予 定 価 格 調 書

場 所 _____

件 名 _____

予 定 価 格	百万			千			円		

入 札 書 比 較 価 格	百万			千			円		

最低制限(調査基準) モデル型算出価格	百万			千			円		

最低制限(調査基準) モデル型算出比較価格	百万			千			円		

平成 年 月 日

予定価格決定者

印

(注) 予定価格及び最低制限(調査基準)モデル型算出価格は消費税及び地方消費税を含んだ金額を記入し、入札書比較価格及び最低制限(調査基準)モデル型算出比較価格は消費税及び地方消費税を含まない金額を記入すること。